２０２６年６月吉日

お客さま各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について ②

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手機能の電子化について、２０２１年６月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「５年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」とされており、全国銀行協会では「２０２６年度末（２０２７年３月末）までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標としております。

こうした状況を踏まえ、当金庫では新たに下記の通り実施することといたしましたので、お知らせいたします。

記

１．当座勘定からの支払いの手形・小切手の最終振出期限

最終振出日：２０２６年９月３０日(水)

２．他行の振出手形・小切手の預金入金扱いの受付終了

受付終了日：２０２６年９月３０日(水)

他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了いたします。 株式配当金領収書等による窓口での払出しも含みます。

※入金先の口座は、当座預金、普通預金、定期性預金等含みます。

３．当座勘定規定の改定

改定日：２０２６年６月２２日(月)

払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱い開始に伴い、当座勘定規定を改定いたします。改定内容は別紙「新旧対照表」をご覧ください。

４．紙の手形割引の受付停止

受付終了日：２０２６年９月３０日(水)

２０２７年３月３１日までを期日とする紙の手形割引の新規受付を停止します。

※「でんさい」を経由した割引の受付は継続いたします。

＜実施中の対応＞

⑴ ２０２７年４月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

⑵ 当座預金払戻請求書の取扱い開始(２０２６年１月１日(木))

⑶ 手形・小切手の新規発行終了(２０２６年３月３１日(火))

以上、ご不明の点は当金庫お取引店までお問い合わせください。

地域と共に、次の未来へ

小松川信用金庫



「当座勘定規定」新旧対照表

新	旧
当座勘定規定（一般用）	当座勘定規定（一般用）
第１条～第６条（略）	第１条～第６条（略）
第７条（手形、小切手の支払）	第７条（手形、小切手の支払）
(1)～(2)（略）	(1)～(2)（略）
(3)　当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。	(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。
(4)　前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。	（新設）
第８条～第 11 条（略）	第８条～第 11 条（略）
第 12 条（手数料等の引落し）	第 12 条（手数料等の引落し）
(1)　当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。	(1)　当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
(2)（略）	(2)（略）
第 13 条（支払保証に代わる取扱い）	第 13 条（支払保証に代わる取扱い）
小切手の支払保証はしません。	小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

第 14 条～第 16 条（略）	第 14 条～第 16 条（略）
第 17 条（印鑑照合等） (1)　手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3)（略）	第 17 条（印鑑照合等） (1)　手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3)（略）
第 18 条～第 29 条（略）	第 18 条～第 29 条（略）
以　上	以　上
約束手形用法　（略） 為替手形用法　（略） 小切手用法　（略）	約束手形用法　（略） 為替手形用法　（略） 小切手用法　（略）
この規定は、２０２２年１１月４日より施行する。	この規定は、２０２２年１１月４日より施行する。
2.　２０２６年6月２２日　変更	